



奨励金
20万円
または10万・40万円

事業主の
皆様へ

出産後の職場復帰奨励金を ご活用ください

対象事業者	島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等。 (社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です。)
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等) (例)サービス業の会社(従業員数100人)の、A営業所(40人)は対象となりますが、B営業所(60人)は対象外となります。 ・産前後産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していること ・従業員の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること ・従業員の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと
事業者への 支給額	出産後復帰した従業員の休業期間が ①育児休業17か月以上 40万円/人 ②育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人 ③育児休業3か月未満または産休のみ 10万円/人
申請期間	従業員が職場復帰して3か月経過後から1年間

詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせ下さい。

事業承継・後継者育成セミナーの開催について



事業承継をしていくためには早い段階で事業承継の対策に着手することが非常に重要なポイントです。商工会では、10・11月にセミナーの開催を予定しております。

内容	・事業計画・事業承継について	2回	講師	公認会計士	大倉 宏治
	・職場環境の改善について	1回	講師	社会保険労務士	糸原 るい

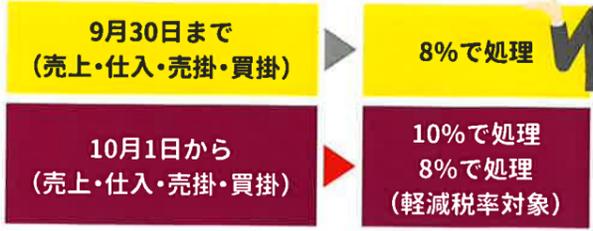
詳しい内容については「かわら版」にてご案内します。

令和元年度の決算における消費税の対応について



決算における消費税の計算は改正前(1/1～9/30)と改正後(10/1～12/31)に分けて計算します。(決算12/31の場合)

決算書作成時には改正前・改正後の資料が必要となります。9月までの帳簿整理は早めに行ってくださいよう、よろしくお願いいたします。



飯南町商工会

本所	支援センター
〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名877-1	〒690-3207 島根県飯石郡飯南町頓原2212-3
TEL(0854)76-2118 FAX(0854)76-2955	TEL(0854)72-0907 FAX(0854)72-1239

飯南町商工会だより

ごあいさつ

飯南町商工会 会長 明見 榮次



皆様、こんにちは。商工会長の明見です。
猛暑の夏も終わり、だんだんと秋らしくなってきました。皆様におかれましては、益々ご清栄の事とお慶び申し上げます。

5月23日には、令和元年度飯南町商工会通常総会を開催し、提出議案をすべて承認して頂きました。就任2年目となりますが、昨年と相変わらぬご支援ご指導のほどよろしくお祈りいたします。

さて、早くも前半が過ぎましたが、振り返ってみますと7月6日(土)には、赤来半夏まつり、また7月27日(土)には、とんぼらふる里夏祭りを開催し、両日とも天気に恵まれ、予定通り無事終了することができました。多数の皆様のご協力のおかげと感謝しております。ありがとうございました。

10月には消費税が8%から10%になり、軽減税率も始まります。商工会では、7月・8月に軽減税率等の研修会を実施しました。今年も決算に向けて、説明会も計画していますので皆様方の多数の参加をお願いします。

また、今年度より商工会かわら版を発行することとなりました。現在No2号の発行を終えましたが、会員の皆様にはいろいろな情報提供をしていきたいと思っていますので、ぜひ活用の程お願いいたします。実りの秋に向かって皆様方のご健勝とご発展をお祈りしてご挨拶といたします。

《保険料大幅ダウン》 2018年4月から保険料を引き下げました

商工会の共済制度



- ★ 資金の準備に!
- ★ 保険料のご負担を少なくしたい方に!
- ★ 入院保障のご準備に!

※内容の詳細は商工会へお尋ね下さい。





今年の半夏まつりは、昨年のような大雨の心配もなく、まれにみる炎天下の中で開催し、若干強風のため花火等による火災の心配はありましたが約4,000人の観客を迎えて盛大な半夏祭りを行うことが出来ました。

第一部は飯南神楽団の「日本武尊」から始まり、商工会女性部の飯南牡丹組による「よさこい」の演舞。その後、飯南神楽団の「土蜘蛛」を上演するなど町内の伝統芸能を堪能してもらいました。

8時からの花火大会では晴天のもと、約1,000発の花火が夜空に大輪を映し、観客の皆さんを魅了しました。

第二部では「それ行けカーブ」や「広島天国」などで有名な広島文化大使の「南一誠」による歌謡ショー。また、後半はR1グランプリでおなじみの「サンシャイン池崎」と若手芸人の「まんぶくフーフー」によるお笑いライブが行われるなど観客と一体となったステージが行われました。また、特設テントでは恒例の飯南振興カード会の大抽選会や宝くじが当たる抽選会などに沢山の方が参加されました。

歌あり、踊りあり、笑いありの半夏まつりを今年も開催することが出来ました。開催に向け各方面でご協力を頂きました皆様のお蔭と、改めて感謝申し上げます。

歌あり、踊りあり、笑いありの半夏まつりを今年も開催することが出来ました。開催に向け各方面でご協力を頂きました皆様のお蔭と、改めて感謝申し上げます。



令和元年7月27日（土）旧飯南町役場頓原庁舎跡地においてとんばらふる里夏祭りが開催されました。旧商工会支援センター取り壊しに伴い、過去3年間のみせんホール駐車場での開催でしたが、今年は新たな会場で開催となりました。桜ヶ台保育所の園児さんによるかわいらしい太鼓の演奏からスタートし、頓原中学校吹奏楽部のみなさんの素晴らしい演奏、とんばら音頭踊りで会場が一体となり、京都からお招きした凧ひとえによるステージ、ラメール・ジャズオーケストラによる演奏は圧巻であつという間のステージでした。また、当会青年部・女性部をはじめ出店も賑やかで各テントで行列が耐えることはありませんでした。会場が町区へと戻り大変活気のある1日となりおよそ2,000人の来場者がありました。

とんばらの夏の風物詩である夏祭りが天候にも恵まれて盛大に開催でき、たくさんの方の思い出に残るイベントであったと思います。



「働き方」が変わります!!

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます～

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

時間外労働の上限規制が導入されます!

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

施行：2019年4月1日～

年次有給休暇の確実な取得が必要です!

使用者は、10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます!

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

働き方改革の推進に向けた課題を解決するために、「**島根働き方改革推進支援センター**」をご活用ください。

働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度等の見直し、助成金の活用など、労務管理に関する課題について、社会保険労務士等の専門家が相談に応じます。

相談無料

島根働き方改革推進支援センター

（一般社団法人島根県経営者協会内）松江市母衣町55-4島根県商工会館4階

電話又はメールにてお問い合わせください。 ☎0120-103-622 ✉hatarakikata@shimanekeikyo.com

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（島根労働局委託事業）

島根県経営者協会 検索



7月24日（水）赤名本所、8月7日（水）頓原支援センターにて町内事業者向けの「キャッシュレス決済セミナー」を開催いたしました。

当日は、島根県よろず支援拠点専門コーディネーターの桑谷謙吾氏をお迎えし、キャッシュレス決済についての現状を紹介するとともに、事業者の今後の対応や販促につながる取り組みの話を中心にお話いただきました。

またセミナーの前段では、藤原経営指導員、安食経営指導員による「消費税軽減税率制度」についての説明会も開催し、両日とも多くの町内事業者様にご参加いただきました。

